

2025年度 第2回 愛知県認知症施策推進会議 議事録

1 開催日時

2026年3月5日(木) 午後2時から午後3時30分

2 開催場所

愛知県自治センター12階 会議室E (オンライン併用)

3 出席者

- ・委員総数17名中15名出席
- ・事務局 介護推進監、地域包括ケア・認知症施策推進室長 他

4 議事等

- (1) 開会
- (2) 挨拶 (介護推進監)
- (3) 認知症御本人及び介護家族へのヒアリングの試行実施について
- (4) 議題
 - ・2026年度主な認知症施策の事業計画について
 - ・次期あいちオレンジタウン推進計画について

5 報告事項

- ・高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果について
- ・認知症災害時支援事業について

6 閉会

7 委員からの質問・意見

【次第3 認知症御本人及び介護家族へのヒアリングの試行実施について】

(渡邊委員)

- 聴き取り、大変お疲れ様です。大変な御尽力かと思う。3点伺いたい。
まず1点目として、聴き取りは担当者の経験や能力による個人差が大きいと思われるが、聴き取りのためのガイドラインやマニュアル等は整備されているか。例えば、聴き取りの際のキーワードや、一定の基準となる項目があると良いのではないかと感じた。
2点目として、資料では簡略化されている部分があると思うが、「ゴミ出しや洗濯は妻から全部任されている」といった記載に対し、任せられる限界はどこまでなのかといった、より踏み込んだ質問があっても良いのではないかと感じた。
3点目として、認知症には多数の種類があり、アルツハイマー型、レビー小体型、前頭側頭型、脳血管性など性格の変化がでてくる特性もあるため、事前にある程度の仕分けを行った上で聴き取りをされると良いのではないかと。

(事務局)

- ガイドラインやマニュアルについて、国が心構え的な内容を示したものはある

が、一問一答形式や詳細な基準がまとめられたものは現状整備されていない。
また、より踏み込んだ聴き取りに関する御意見については、今後の参考としたい。

(尾之内委員)

- 今回のヒアリングは、当会で実施している本人交流会に県の方が参加して実施しているが、県が直接聴き取りを行ったというよりも、交流会の進行を担うスタッフが、本人交流会の進行をしながら県からの質問項目を参考にして進めたものである。本人の意見は、みなさんの話し合いの中から出てきたもの。家族についても、家族交流会の中で出た意見をまとめた形である。

(鷺見委員長)

- 県が直接質問形式で行ったものではないということは承知した。昨年に比べ改善点はあるが、行政に対する意見の抽出は難しい部分もある。引き続きの取り組みをお願いしたい。

【次第4 議題(1) 2026年度主な認知症施策の事業計画について】

(加知委員)

- 3(20) 認知症介護指導者フォローアップ研修費について、一人分減となっているが、応募者が少ないということか。

(事務局)

- 実績からそのような状況となっている。

(加知委員)

- 東京センター、仙台センターでも応募が少なく苦勞していると聞く。
4(8)の若年性認知症総合支援センター費がわずかに減っているのは何か理由があるか。

(事務局)

- 事務費の関係で、予算額が調整されたことによるものである。

(加知委員)

- これには、研修会の際に県職員が参加する場合、その旅費なども含まれるのか。

(事務局)

- 県職員分も含まれる。

(鷺見委員長)

- 前年並みの事業が多い中、対応力向上研修については増額しているように見受けられる。3(14)、(15)はどうか。

(事務局)

- 3 (13) 、 (14) は同一団体への委託であり、内部での予算額の移動はあるが、トータルとしては同額。3 (15) は名古屋市が実施する研修への補助で、市の計画見直しに伴い増額している。

(塚本委員)

- 3 (23) 認知症専門職家族支援研修事業について、家族のストレスから虐待につながるケースが増加している現状がある。ケアマネジャー等も家族支援を重視しており、意思決定支援と合わせて研修が重要である。家族支援の研修を今後も丁寧に継続することが、家族の負担軽減につながるため、現場の介護支援専門員、ヘルパー、看護職などに広く周知の上、実施していただくようお願いしたい。

【次第4 議題(2) 次期あいちオレンジタウン推進計画について】

(鷺見委員長)

- 本件は本日の段階では道筋が示されたという位置づけであり、具体化は来年度になる見込みである。新しい認知症観や、現行計画の取組、制度を踏まえた重点的な取組みは理念面のバックアップであり、取組み自体はもう少し具体的にしていける必要がある。

(尾之内委員)

- 本日、机上配布している「認知症の人とともにある家族の権利宣言」(全国版)の普及を進めたい。宣言の5点目に「家族の経験が社会で活かされること」を掲げ、ピアサポートが、地域に根差した形で社会資源として活かされるよう明記している。県の中で、ピアサポートを進めていくために家族支援センターの設置が望ましい。これは地域包括支援センターとは異なる役割を担う。

現状、介護者交流会は各地にあるが、連携のシステムができていないため、ケアマネや包括からの紹介で来られる方はほとんどいない。今回、当会への聴き取りの中にもあったように「介護仲間の情報が一番力になった」といった、通常のサービスだけでは支え切れない面があり、そういうものがピアサポートを進めることで社会資源化することができる。専門職の家族支援に対する理解を深め、ピアサポートができる家族支援センターを、先々想定した形で入れていただけると良い。

(鷺見委員長)

- 貴重な御提言をありがとうございます。Web参加の委員にも共有したい。「認知症の人とともにある家族の権利宣言」というパンフレットがあるので、ぜひ御一読いただきたい。
- あいちオレンジタウン推進計画は来年の大きな課題であり、重要性が高い。他の行政でも同様の検討が進むと考えられるので、ぜひお願いしたい。
- 名古屋市石原委員、名古屋市の認知症施策や、先ほどの名古屋市研修の充実に伴う予算増額について御説明いただけるか。

(石原委員)

- 名古屋市では第10期高齢者保健福祉計画の中で一体的に策定することとしている。現状、市民アンケートや認知症家族向けアンケートの結果を反映して策定してまいりたい。名古屋市の研修に関する予算は医師会への委託を行い、拡充の方向で増額している。

(加藤委員)

- 飛島村でも、来年度が現行計画の最終年となるが、令和9年度からの第10期計画の中に認知症施策を盛り込む予定である。国の方針に従って、認知症カフェ等でのアンケートや意見聴取を行い計画を策定していく。真新しい事項は現時点ではないが、意見を踏まえ検討する。

(鷺見委員長)

- 地域の実情に合った計画づくりをお願いしたい。斬新な取り組みは国も歓迎するので、可能な範囲で御検討願いたい。

【次第5 報告事項(1) 高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果について】

(鷺見委員長)

- 1(2) 要介護施設従事者等による高齢者虐待について、相談・通報件数と虐待判断件数はいずれも増加傾向だが、両者のギャップが拡大している点が大事なポイントとなる。通報が増えているのは意識が高まっている可能性がある一方、実際の虐待事例も含まれる。県として所感を伺いたい。

(事務局)

- 養護者による虐待の担当として、市町村の対応において困難な事例がある場合に週1回程度の相談を受けているため、虐待事例は減少しているとは言い難く、むしろ増加傾向との印象を持っている。また、高齢者虐待防止法施行から20年を経て、研修や報道等を通じて権利擁護の意識が高まり、通報件数の増加につながっていると考えます。

(塚本委員)

- 施設従事者による虐待に関して、令和6年度から義務化(減算対象)されている中で、その周知が進む一方、相談・通報件数は増加している。市町村からは「減算している事業所もある」と聞いている。そのため、アンケートの中で、施設従事者に関して減算実施事業所数を把握することも有用かと思う。また、当社会福祉士会が、研修等を受託している関係で、市町村に対して市町村独自のマニュアルを作成しているかを常に聞いている。養護者に関するマニュアルは整備されている一方、施設従事者対応のマニュアルが十分に整備されていない。アンケート(資料4参考資料③12頁)の中で、市町村独自マニュアルの有無をより丁寧に確認してはどうか。国のマニュアルは、令和7年3月改訂で施設従事者部分が丁寧に整備されており、市町村での整備の参考になる。

(事務局)

- 御指摘のとおり、養護者による虐待は厚生労働省で整備しているマニュアルの周知が進んでいるが、施設従事者に関するマニュアル等については、来年度にアンケート項目を検討する際、いただいた御意見を活かしていきたい。

(塚本委員)

- 国のマニュアルは令和5年から令和7年にかけての改訂で、施設従事者部分が充実してきた。これを参考にすれば、市町村でのマニュアルの整備は可能だと思う。

(渡邊委員)

- 研修について確認したい。大項目3(2)で、令和7年10月7、8日、12月3日と計3日実施しているが、参加人数88名とある。これは3日間一体の研修で延べ88名か。同様に3(3)も2回開催して参加人数64名は、2回シリーズで受講した方が合計64名なのか。

(事務局)

- 同じ内容の研修を3日間(3回)行ったものではなく、3日間で一体の研修であり、88名が参加された。3(3)も同様である。

(渡邊委員)

- 重点的に3日間で実施されているということで承知した。

(加知委員)

- 権利擁護推進員養成研修は、10月7、8日と受講し、その後、12月3日の研修までの間に宿題が課され、最終日に整理する形式である。また、県に伺うが、権利擁護推進員の研修は、今年度、来年度も計画しているか。研修に自発的に参加する施設は意識が高いが、課題のある施設は市町村の推薦により研修への参加を促すという運用は有効と考えるため、そのような運用としてはどうか。

(事務局)

- 来年度も計画している。具体的な推薦方法については、施設従事者の担当者が本日不在のために回答できないが、御意見は伝達しておく。

(加知委員)

- ぜひ伝えていただきたい。手挙げ方式だと一定レベルの施設が中心になる一方、課題のある事業所ほど働きかけが必要である。市町村からの推薦という形での声掛けにより受講につながることもあるので、この流れを続けられるよう引き続きお願いしたい。

(尾之内委員)

- 研修の参加人数だけでは参加事業所数が不明である。

(加知委員)

- 1事業所2名の参加である。

(尾之内委員)

- それでは、参加事業所数は44か所ということかと思うが、県内の事業所数を考えるとより多くの職員が受講していかないといけないと思う。この研修は、どの程度受講が義務化されているのか。

(事務局)

- 御質問は、本研修の受講が法律上義務付けられているか、という趣旨か。

(尾之内委員)

- 監査項目等として位置付けられているか。何も基準がなければ受講が任意になり、受けなくてもいいとなってしまう。熱心な施設は受講すると思うが、そうでないところはずっと受講しないこともあり得る。その他、人手不足のところは研修に参加すること自体も大変だと思うが、このあたりも検討をして実施いただきたい。

(鷺見委員長)

- 多くの施設に参加を促していくことは重要である。特に人員不足の施設ほど、虐待リスクが高まる可能性があるため、工夫をお願いしたい。

(山本委員)

- 認知症グループホーム連絡協議会では、全体会のほか地域別（尾張・名古屋・知多・東三河・西三河）に分かれて、予算を配分し、研修を実施している。当協議会に加入している事業所からは不適切な事案は出ていない。未加入の事業所では、学びの機会が不足している可能性がある。当協議会への加入促進や研修参加による単位付与等に取り組んでいる。

(飯尾委員)

- 資料4参考資料②(1)イ 相談・通報者の内訳に民生委員がある。民生委員への研修の中で「虐待が疑われる場合は通報する」と周知しているが、18件という数値をどのように評価すべきか。民生委員へのPRの強化が必要か等、県の御意見をいただき、来年度以降の研修計画に反映していきたい。

(事務局)

- 件数の大小ではなく、虐待防止のための周知は広く必要と考えるため、通報につながるよう、引き続き働きかけをお願いしたい。

(鷺見委員長)

- なかなか通報することは難しい。虐待に該当するかの判断を求めているわけではないが、虐待として疑うかどうかの視点も容易ではない。経験に加え、様々な領域での研修も必要だと思う。

(塚本委員)

- 民生委員は、地域包括支援センターとの連携が強くなっているため、民生委員が直接通報するよりも、地域包括支援センターに相談する件数が増えているということもある。日頃から、ちょっと変だと思えるものは通報する、パイプ役としての周知を図っていくことが重要である。一方、全国的に警察への通報が最多となっている。本来の通報先（市町村・地域包括支援センター）はあるが、市民や当事者も暴力等の案件はまず警察へという流れで通報するケースが増えている。今後も、医療関係者や民生委員の方々を含めた周知を意識しないといけない。特に老老世帯が増加する中、全国的にも高い割合で、虐待通報の分類が出ているため、意識的に地域での把握していくことが必要だと思う。

(西野委員)

- 家族からの暴力や夫婦喧嘩による通報が入り、DVとして対応したケースもある。法律上の高齢者という分類に該当し、警察では高齢者虐待通報という形で情報提供を行う割合が高い。他方、経済的虐待については、市町村や民生委員から心配ごととして警察へ情報提供を受けることもある。割合全体としては、身体的虐待の通報件数が大きくなっている。

(平川委員)

- あいち健康プラザでは、県の研究事業として、孤独対策・社会的処方取り組みを実施している。先日、碧南市で民生委員を対象にグループディスカッションを行い、それを基にAIで多くの事例（認知症が疑われる、虐待が疑われる、地域につながれないか等）を作成し、事例検討会を始めることとなった。地域の社協や地域包括支援センター等での事例検討の機会を広げることで、虐待に対する理解やスクリーニングの促進につながると思う。

(石原委員)

- 市町村に対するアンケート調査の実施結果について、3月下旬にフィードバックをいただけるとのことで参考にしたい。名古屋市でも通報件数は増加傾向である。県として、調査結果を踏まえて何らかの課題を把握できているか。

(事務局)

- 資料4参考資料③の1頁のとおり、令和5年度のアンケートから状況があまり変化していないように見受けられる項目があるため、市町村に対してフィードバックを行う際に、それらの項目についても積極的に取り組んでいただけるよう周知をしていきたい。

【次第5 報告事項（2）認知症災害時支援事業について】

(尾之内委員)

- 手引書の作成にあたっては、認知症の状態は多様であり、マニュアル化は難しい面がある。Web調査で「自宅が危険な時に避難所へ行きますか」の問いに、「行く」

が約40%、「連れて行けないので自宅に留まる」が50%超であった。在宅避難の検討が必要だが、これまでの災害で福祉避難所に関する資料はあるが、在宅避難に関する資料は何もない。各家庭の状況があるため、皆でどうしたら良いかを考えていける材料を作る方向で進めている。

(災害発生時を想定した動画を再生)

(鷺見委員長)

- 周知方法はどのように考えているか。

(尾之内委員)

- この動画を基に、話し合いをする体験を行った。事前準備や各家庭の事情が議論され、考える機会を持つことが大事だという話も出てきた。

(鷺見委員長)

- これは、家族の集いのようなところで実施する想定か。

(尾之内委員)

- 今後はそのようなところで考える機会を持っていけると良い。家族の会の集いに限らず、幅広い場で実施可能である。

(鷺見委員長)

- 県として一般向けに今回の動画を視聴してもらう機会はあるか。

(事務局)

- 集合での上映会は想定していないが、動画はホームページで公開する予定である。加えて、手引きの冊子（ワークシート付）が完成すると、ワークシートを使って「自分ならどうするか」を作成できるようになる。

(鷺見委員長)

- せっかくの手引きなので、広く住民に周知していただきたい。よろしく願います。

(渡邊委員)

- 保健所で災害医療を担当していた経験から、要介護状態の方や介護施設の利用者をどのように助けるかが話題になっている。この点には、市町の取組が重要であり、要介護状態の方や介護施設に関する情報の把握、福祉避難所の周知やコミュニケーションが日々重要だと考えている。今回作成した手引きを踏まえて、各市町担当者とのコミュニケーションを密に行われると良い。

(山本委員)

- 当方施設では、一般避難所での受入れ困難な認知症の方について、市と提携して受入れしている。専門の介護士が多くいるため、最善を尽くせる体制がある。

(鷺見委員長)

- 二次避難所としての受入という理解でよいか。

(山本委員)

- はい。

(鷺見委員長)

- 発災直後はまず一次避難所で命を守るということになるが、認知症に限らず専門的な対応が必要な場合は、そこで二次避難所が紹介される。このような方に対応できるといった二次避難所が整備・周知されていると、行政としても非常に助かる。一次避難所は概ね確定していてリスト化されているが、二次避難所の全ては確定しておらず、災害種別・被害状況により二次避難所を選定していく必要がある。専門性の高い二次避難所に関しては、可能な限り事前に広く周知を進めていただきたい。これは市町村単位での対応が必要となるため、よろしくお願ひしたい。

(加藤委員)

- 避難所は村指定避難所を整備している。障害者や認知症の方等に対して対応できる避難所の整備については、特養や老健と連携し、福祉避難所として対応可能である。

(鷺見委員長)

- 市町村の中でしっかりと体制を整備していくことが必要である。今回作成された手引きを有効活用いただき、他のツールも含めて周知徹底を図っていただきたい。